

「旭川市生活交通確保維持改善計画における地域内フィーダー系統運行予定者参加確認公募事務取扱要領」の制定とデマンド型交通米飯線における参加確認公募の実施について

1 経緯

- ・本市の地域内フィーダー系統であるデマンド型交通米飯線は、平成27年度に実施した参加確認公募（現在の事業者以外に運行を希望する事業者の有無を確認する公募）の結果に基づき、令和3年9月30日までを期限として旭川中央交通（株）が運行を行っているが、期限到来に向け、令和3年10月1日以降の運行予定者を指名する必要がある。
- ・前回の参加確認公募は、平成27年度第2回旭川市地域公共交通会議の審議を経て、平成28年10月から令和3年9月30日までの5年間を運行期間と定めて実施した。
- ・今回、運行予定者を選定する事務手続として「旭川市生活交通確保維持改善計画における地域内フィーダー系統運行予定者参加確認公募事務取扱要領」を定める。
- ・また、同要領に基づき米飯線の運行予定者に係る参加確認公募を実施する。

2 事務取扱要領の概要（資料5-2）

- ・旭川市の随意契約参加確認公募事務取扱要領に準拠した内容とする。
- ・地域内フィーダー系統の運行を希望する事業者を期間（最低20日間）を定めて公募する（公募文及び仕様書は市ホームページ及び都市計画課で交付を行い、あわせてバス協会及びハイヤー協会に周知する。）。
- ・運行を希望する事業者がいた場合、プロポーザル方式により運行予定者を選定する手続を開始し、運行を希望する事業者がいなかった場合、現在の事業者を運行予定者として決定する。
- ・この要領は、令和3年10月1日から令和8年9月30日までの運行予定者の選定について適用する。
- ・地域内フィーダー系統は、地域に密着した公共交通であり、運行に当たっては地域住民が安心して利用を継続できる視点も重要であることから、令和8年10月1日以降の運行予定者の選定方法や運行期間の考え方等について、今後旭川市地域公共交通会議において審議する。

3 デマンド型交通米飯線における参加確認公募の実施（資料5-3）

- ・今回制定する要領に基づき、令和3年10月から5年間の運行予定者に係る参加確認公募を実施する。
- ・公募期間は令和3年2月1日から2月22日までとし、公募文（案）、仕様書（案）は別紙のとおりとする。
- ・公募の結果、他に運行を希望する事業者がいた場合はプロポーザル方式により運行予定者を選定し、いなかった場合は現在の事業者を運行予定者として決定する。